

大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設内規

第1条 この内規は、大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設（以下「研究施設」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 研究施設は、自由電子レーザーを用いて光量子科学の展開に必要な教育・研究を行い、その成果に基づく先駆的かつ独創的な学術の発展と、新しい先端産業基盤技術の創出と人材育成を図ることを目的とする。

第3条 研究施設の施設は、工学研究科長の管理のもとに学内の研究者の利用に供するとともに、特に支障のない限り、他の大学又は研究機関等の研究者に共同利用させることができるものとする。

第4条 研究施設の円滑な運営を図るため、大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第5条 研究施設に施設長を置き、大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の専任教授の中から専攻長会の議を経て選考する。

2 施設長の任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

第6条 研究施設に関する事務は、工学研究科事務部で行う。

第7条 この内規に定めるもののほか、使用細則その他必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

1 この内規は、平成17年10月1日から施行する。

2 大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設規程（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設利用内規

(目的)

第1条 この内規は、大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設内規第7条の規定に基づき、大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設（以下「研究施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 研究施設は、自由電子レーザー及びその応用研究のために利用するものとする。

(利用資格)

第3条 研究施設を利用することができる者は、次の各号に該当する者とする。ただし、原則として大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設放射線発生装置等使用施設放射線障害予防規定第14条第1項の規定に基づき、放射線発生装置の使用その他の取り扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため登録した者とする。

- (1) 研究施設の教職員
- (2) 研究施設の教職員と共同で研究を行う学内者（以下「学内共同研究者」という。）
- (3) 共同研究契約を締結した学外者（以下「学外共同研究者」という。）
- (4) 施設長が特に利用を認めた者

(利用申請)

第4条 前条第2号から第4号に掲げる者が、研究施設を利用しようとする場合は、利用計画ごとに共同研究責任者を定め、各年度ごとに共同研究申請書を提出し、施設長の承認を受けなければならない。
2 学内共同研究者及び学外共同研究者は、前項の利用計画を変更しようとするときは、変更申請をし、施設長の承認を受けなければならない。

(利用許可)

第5条 施設長は、第4条の規定により申請があったときは、審査の上、利用の承認を与えるか否かを決定し、利用責任者にその旨通知するものとする。

第6条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた目的及び方法に従って利用しなければならない。利用者は、放射線障害を防止するための関係法令、大阪大学放射線障害予防通則及び大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設放射線発生装置等使用施設放射線障害予防規定を遵守するとともに、研究施設職員の指示に従わなければならない。

第7条 利用責任者は、利用を終了又は中止したときは、速やかに利用場所を原状に復し、施設長に届けなければならない。

2 前項の利用場所が放射線管理区域であるときは、汚染検査を行い、その結果を自由電子レーザー研究施設安全管理室に報告しなければならない。

第8条 利用者の被ばく線量の測定、集計及び集積線量の記録並びに健康診断の結果の記録は、所属部局（放射性同位元素等使用施設を置かない部局にあっては研究施設）の責任において行うものとする。

(利用許可の取消)

第9条 施設長は、利用者がこの内規に違反したときは、利用の承認の取消等相当の措置を講じることができる。

2 施設長は、前項の措置を決定したときは、所属部局長を経由して、その旨利用責任者に通知するものとする。

第10条 利用者の故意又は過失により施設及び機器を滅失又は棄損した場合は、利用責任者は状況を施設長に報告し、責任を持って速やかに原状に復し施設長に完了を届け出なければならない。

(利用上の義務)

第11条 利用責任者は、研究に係る利用を終了したときは、施設長に研究報告書を提出しなければならない。

第12条 施設長は、工学研究科に属さない利用者に、別に定める要領に基づき、利用のための経費を負担させることができる。

第13条 この内規に定めるもののほか、利用に関して必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

この内規は、平成17年10月1日から施行する。

自由電子レーザー研究施設利用者負担金徴収要領

第1条 大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設利用内規第12条の規定に基づき、大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設（以下「研究施設」という。）の研究施設利用者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するため、この要領を定める。

第2条 負担金は、施設長が大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設運営委員会（以下「委員会」という。）において協議のうえ、次年度負担金を3月末日までに決定し利用申請者に通知する。

第3条 利用申請者は、前条の通知による負担金の支払いが困難な場合は、研究施設利用を中止することができる。

第4条 利用申請者は、大阪大学が発行する請求書により、指定する期日までに別に定める額の負担金を支払うものとする。ただし、学内者（工学研究科を除く。）については、予算振替により支払うこともできる。

第5条 施設長は、指定する期日までに負担金の支払いがされていない場合は、研究施設の利用承認を取り消すことができる。

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員会等の議を経て別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

自由電子レーザー研究施設利用者負担金に関する申し合わせ

第1条 自由電子レーザー研究施設利用者負担金徴収要領第4条の規定に基づき、自由電子レーザー研究施設利用者負担金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 利用者基本負担金は、当分の間、利用時間1時間単位1万円とする。

第3条 自由電子レーザー研究施設を初めて利用する者については、その後の利用計画に供するため、原則として、利用期間のうち3月及び4月を無料とする。ただし、施設の保守、故障等により当該月が利用できなかった場合は、施設長が上記以外の月を無料月に設定し、自由電子レーザー研究施設運営委員会に報告する。

附 則

この申し合わせは、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年10月25日から施行する。

大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設運営委員会内規

第1条 大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設（以下「研究施設」という。）内規第4条第2項の規定に基づき、この内規を定める。

第2条 研究施設運営委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営に関すること。
- (2) 研究計画に関すること。
- (3) その他重要事項に関すること。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 施設長
- (2) 工学研究科から選ばれた教授若干名
- (3) 研究施設の共同利用に関係する部局の教授若干名
- (4) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第2号、第3号及び第4号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、施設長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成17年10月1日から施行する。

2 大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設運営委員会規程(平成12年4月1日制定)は、廃止する。

大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設運営専門委員会内規

第1条 大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設運営委員会（以下「委員会」という。）内規第6条の規定に基づき、委員会に大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

第2条 専門委員会は、自由電子レーザー研究施設の運営に係る専門的事項について審議する。

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員会委員若干名
- (2) 委員会が必要と認めた教授、助教授
- (3) 前2号に掲げる者以外で専門委員会が特に必要と認めた者

第4条 専門委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから互選する。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を専門委員会に出席させることができる。

第6条 この内規に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成17年10月1日から施行する。

2 大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設運営専門委員会規程（平成12年4月1日制定）は、廃止する。